

「協力事業者による高齢者見守り事業」実施要領

（目的）

第1条 この要領は、南あわじ市及び協力事業者が相互に連携して、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動を行う事業の実施に必要な事項を定め、高齢者が安心して自立した生活を営めるように支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、「協力事業者」とは、通常業務において定期的な訪問活動を行い、訪問先宅の異変を発見することが可能な事業者で、本事業の趣旨に賛同し第5条の規定による協定を行ったものとする。

（実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、南あわじ市とする。

2 南あわじ市は、南あわじ市在宅介護支援センターを運営する法人と一体となって、本事業を実施する。

（対象者）

第4条 この事業の対象者は、南あわじ市に在住するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみで構成される世帯とする。

（協力事業者）

第5条 南あわじ市は、「高齢者見守りに関する協定書」（様式1号）により協定を締結した事業者を、協力事業者として登録する。

ただし、本事業を通じて宗教行為、政治活動、その他公序良俗に反する活動を目的とする事業者等は、協定を締結することはできない。

2 協力事業者は、前項の協定を締結したときは、南あわじ市に対し、「協力事業者による高齢者見守り事業」事業者名簿（様式2号）により、本事業を実施する事業所名・所在地を報告し、南あわじ市はその名称等を広報活動を通じて公表する。

3 南あわじ市は、協力事業者が、「協力事業者による高齢者見守り事業」辞退届（様式3号）により協定の解除を申し出たとき、又は協力事業者として不適当と認めたときは、「協力事業者による高齢者見守り事業」解除通知（様式4号）により、協定を解除するものとし、協力事業者は協定書を南あわじ市

に返還する。

(市の業務)

第6条 南あわじ市は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 「協力事業者による高齢者見守り事業」に関する普及・啓発
- (2) 「協力事業者による高齢者見守り事業」の実施に関する南あわじ市在宅介護支援センター及び協力事業者との連絡調整
- (3) 第5条に規定する事業者の登録及び名称の公表
- (4) 協力事業者に対する本事業の説明
- (5) その他「協力事業者による高齢者見守り事業」の実施に付随する業務
(協力事業者の活動)

第7条 協力事業者は、本事業の趣旨を従事者に周知し、その事業活動において、第4条に定める対象者のうち事業者が配達を行う先の住人を対象として以下の活動を行うものとする。

- (1) 日常業務において、別紙『「協力事業者による高齢者見守り事業」異変察知と対応例』を参考に、第4条の対象者と推測されるものの異変や心身状況の変化に気づいた場合は、南あわじ市に連絡をする。

ただし、協力事業者は、連絡の有無により対象者の不利益が生じた場合は、責任を負わないものとする。

- (2) 協力事業者は、南あわじ市の見守り機能等について広報を行う。

(個人情報保護)

第8条 本事業の実施にあたり、知り得た個人情報は、本事業の実施中又は終了後においても第三者への提供又は本事業以外の目的に使用してはならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(別紙)

「協力事業者による高齢者見守り事業」異変察知と対応例

	高齢者の状況	事業者の対応	南あわじ市（南あわじ市地域包括支援センター）の対応
1	倒れていた	救急要請	救急搬送後に入院先の病院から連絡が入った場合は、退院後見守りを開始できるよう、南あわじ市在宅介護支援センター等と調整を行う。
2	応答なしで、なおかつ以下の状況が数日継続していると推測される。 ・ 鍵がかかり、中の状態がわからない ・ 電灯やテレビがついたまま ・ ドアが開いたまま ・ 新聞、郵便物がたまっている（2～3日分ほど） ・ いつも開いている雨戸があいていない	南あわじ市（南あわじ市地域包括支援センター）へ連絡	① 民生委員等関係機関から情報収集 ② 南あわじ市在宅介護支援センターと訪問、状況を確認 ③ 対応を協議（必要に応じて警察等に協力要請）
3	数回訪問を繰り返す中で、以下のような変化が察知される。 ・ 会話がかみあわない ・ 服装の乱れ（季節にそぐわない、汚れが著しいなど） ・ 家の中にゴミが溜まっている ・ 本人が消費できないほど大量の同じ物品をたびたび購入する ・ 自宅から、怒鳴り声や物を投げる音がある	南あわじ市（南あわじ市地域包括支援センター）へ連絡	① 民生委員等関係機関から情報収集 ② 南あわじ市在宅介護支援センターと訪問、状況を確認 ③ 対応を協議（見守り訪問、各種サービスの利用、虐待対応等）